

感染対策指針

医療法人 啓仁会

介護老人保健施設 平成の森

1. 趣旨

医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 平成の森における感染症の予防及び蔓延の防止、利用者の安全確保を目的とする。

2. 基本理念

介護施設は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活する場である。ひとたび病原体が持ち込まれると、またたく間に感染が広がり、時には利用者の生命を脅かすことになりかねない。利用者の安全を確保するためには、職員の不断の努力が求められる。そして、感染の発生を未然に防止すること、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることが重要である。

このような考え方のもとに、施設内感染対策を行い、利用者が安心して生活できる環境を整えることを目標とする。

3. 体制の整備

上記の目的を達成するために、施設内に「感染対策委員会」を設置する。

(1) 本会は施設長が任命する次に掲げた者をもって構成する。

委員長	1名	施設長
副委員長	1名	
委員	若干名	看護責任者、事務長 各フロアの代表者（多職種） 看護職員・介護職員・支援相談員 理学療法士等・リスクマネージャー

(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はその代行をする。

(3) 本会は、毎月第3火曜日15:40～16:40に開催する。

(4) 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。

(5) 委員長が必要と認めたときは、委員を招集し、臨時に会議を開催することができる。

(6) 委員は委員会に出席して議案を審議する。

(7) 委員は提案事項がある場合は、その理由を付してあらかじめ委員長宛てに提出する。

(8) 本会は会議事項を記録し、議事録は事務課に保管する。

(9) 会議は副委員長が司会し、書記は輪番制とする。

(10) 委員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。

(11) 任期中に欠員が生じた場合は、後任を施設長が任命する。

(12) 本会は目的達成のため、次の事項を審議しとり行う。

- ① 各職種・所属ごとの感染防止対策に関する事
- ② 感染防止対策実施の監視と指導に関する事
- ③ 職員の教育に関する事
- ④ 職員の感染性疾患の健康診断ならびに利用者及び医師が必要と認める者に対する検査の計画・調整・実施に関する事
- ⑤ 感染に関連する事故などの記録に関する事
- ⑥ ワクチン投与などによる感染予防に関する事
- ⑦ 二次感染防止のための医療廃棄物処理に関する事
- ⑧ その他、感染予防に関して必要と認める事項

4. 対応の周知

委員長は、ホームページの掲載及び施設内への掲示などにより、感染対策の対応について周知を図らなければならない

5. その他

- (委員長は必要に応じて、関係者の出席を求めて報告または意見を聴取することができる。)

附則	平成15年3月1日	施行
	平成18年5月1日	改定
	平成27年8月1日	改定
	平成31年4月1日	改定
	令和2年9月1日	改定